

報告第 22 号

処分報告（令和 4 年度貝塚市一般会計補正予算（第 7 号））の件

次の事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり処分したものである
ので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 11 月 30 日 提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 令和 4 年度貝塚市一般会計補正予算（第 7 号）の件

令和４年度貝塚市一般会計補正予算（第７号）の件

令和４年度貝塚市の一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６９５，０９１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３９，４２３，４６３千円とする。
- ２ 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和４年10月７日処分

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		8,608,570	695,091	9,303,661
	2. 国庫補助金	2,368,794	695,091	3,063,885
歳 入 合 計		38,728,372	695,091	39,423,463

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 民生費		17,832,420	695,091	18,527,511
	1. 社会福祉費	6,985,686	695,091	7,680,777
歳	出	合	計	
		38,728,372	695,091	39,423,463